



「完成品の製造工程」及び「再生原料」の考え方

令和8年9月2日

環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物規制担当参事官室

検討事項1 使用済金属・プラスチック物品の保管・再生基準について

1. 「廃棄物処理法（廃棄物や有害使用済機器）」やいわゆる「スクラップヤード条例」を参考にしつつ、どのような基準とすべきか。
2. 使用済みの金属・プラスチック物品（鉛蓄電池、リチウムイオン蓄電池、家電4品目など）の特性に応じた適切な基準とはどのようなものか。

ポイント

- ① 物品ごとに、保管業・再生業の実態に即して合理的な基準を定めること。
- ② 都道府県等による事務執行に当たり、基準遵守の判断に必要な情報を示すこと。

検討事項2 「完成品の製造工程」、「再生原料」について

1. 素材や製品ごとの「完成品の製造工程」、「再生原料」をどのように定義すべきか。
2. 公的な規格や第三者機関による認証などを活用できないか。

ポイント

- ① 事業者、都道府県等の認識に差異が生じない定義とすること。
- ② 規制対象が生活環境保全上の観点から必要な範囲となること。
- ③ 都道府県等による事務執行に当たり、「完成品の製造工程」、「再生原料」の判断に必要な情報を示すこと。

検討の流れ（第1回検討会を踏まえ更新）

第1回 (R8.7.27)

ヤードにおける保管・再生基準の整理

- ① 廃棄物処理法や条例に基づく保管基準等を参考としつつ、基準を検討
- ② 使用済鉛蓄電池と家電4品目に係る基準等の方向性を検討

第2回 (R8.9.2)

「完成品の製造工程」及び「再生原料」の考え方の整理 スクラップヤードに関連する環境・安全関係法令の整理 自治体へのヒアリング…千葉県と三重県へのヒアリング

第3回 (R8.9.中旬)

事業者団体へのヒアリング（物品の保管、再生の実態） …事業者団体の委員とオブザーバーへのヒアリング

第4回以降

ヤードにおける保管・再生基準の整理

- ① 物品の特性に応じた適切な基準の整理（使用済鉛蓄電池、リチウムイオン蓄電池、家電4品目など）
- ② 保管、再生の基準に係る政省令の内容に関する整理
- ③ 政省令の内容を踏まえたガイドラインの内容に関する整理
- ④ その他、明確化すべき技術的事項

完成品の製造工程等の定義の整理

- ⑤ 「完成品の製造工程」、「再生原料」を明確化するための情報の整理
- ⑥ 公的な規格や第三者機関による認証の活用に係る検討

年度内を目途に検討結果を取りまとめ、政省令の公布・ガイドラインの策定へつなげる

「完成品の製造工程」の考え方

- 「完成品の製造工程」においては、完成品の品質と製造量を考慮し、必要な**質及び量の製造に適した要適正再生使用済金属・プラスチック物品**に限定して購入されており、こうした製造工程における再生は、**生活環境保全上の支障を生ずる蓋然性が低い**と考えられる。
- ➡ 「完成品の製造工程」の一部として行われる要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生は**都道府県知事の許可の対象から除かれている**。

許可対象：要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生等を業として行おうとする者

＜改正廃棄物処理法第24条の15第1項＞

要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び当該再生のために行う保管（**完成品の製造における工程の一部として行われる要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び当該再生のために行う保管を除く。**（略））を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。（略）

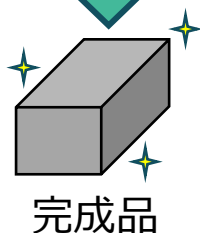


完成品の
製造工程

要適正再生使用済金属・プラスチック物品とは？ ＜改正廃棄物処理法第2条第9項＞

使用済金属・プラスチック物品★であって、適正でない再生及び当該再生のために行う保管が行われた場合には人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるため、**廃棄物の適正な再生及び保管と生活環境の保全上同等の再生及び当該再生のために行う保管を要するもの。**

★ ＜改正廃棄物処理法第2条第7項＞ 使用済金属・プラスチック物品：使用を終了し、収集された物品で、その全部又は一部が金属又はプラスチックから成るもの。



「完成品の製造工程」とは？（案）要検討

主に工業的なプロセス（溶解、溶融、融解、鋳造等）を経て、**品質（規格、純度、形状等）が確保された製品を製造する工程。**

「再生原料」の考え方

- 「要適正再生使用済金属・プラスチック物品」が再生された結果、**これ以上の規制が必要なくなる状態になった物**を「**再生原料**」と呼ぶこととする（ガイドライン上で位置付ける）。
- 収集された「**再生原料**」の**保管は規制の対象外**となる。

許可対象：要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生等を業として行おうとする者



要適正再生使用済金属・プラスチック物品とは？ <改正廃棄物処理法第2条第9項>

使用済金属・プラスチック物品★であって、適正でない再生及び当該再生のために行う保管が行われた場合には人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるため、**廃棄物の適正な再生及び保管と生活環境の保全上同等の再生及び当該再生のために行う保管を要するもの。**

★ <改正廃棄物処理法第2条第7項> 使用済金属・プラスチック物品：使用を終了し、収集された物品で、その全部又は一部が金属又はプラスチックから成るもの。

再生行為

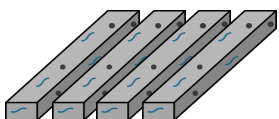
選別、破碎、圧縮、切断、洗浄等

再生原料とは？（案）

要検討

「要適正再生使用済金属・プラスチック物品」の再生行為により、**収集して保管を行っても生活環境保全上の支障を及ぼす蓋然性が低くなった物**であって、「要適正再生使用済金属・プラスチック物品」又は「要適正保管使用済金属・プラスチック物品」に当てはまらない物。

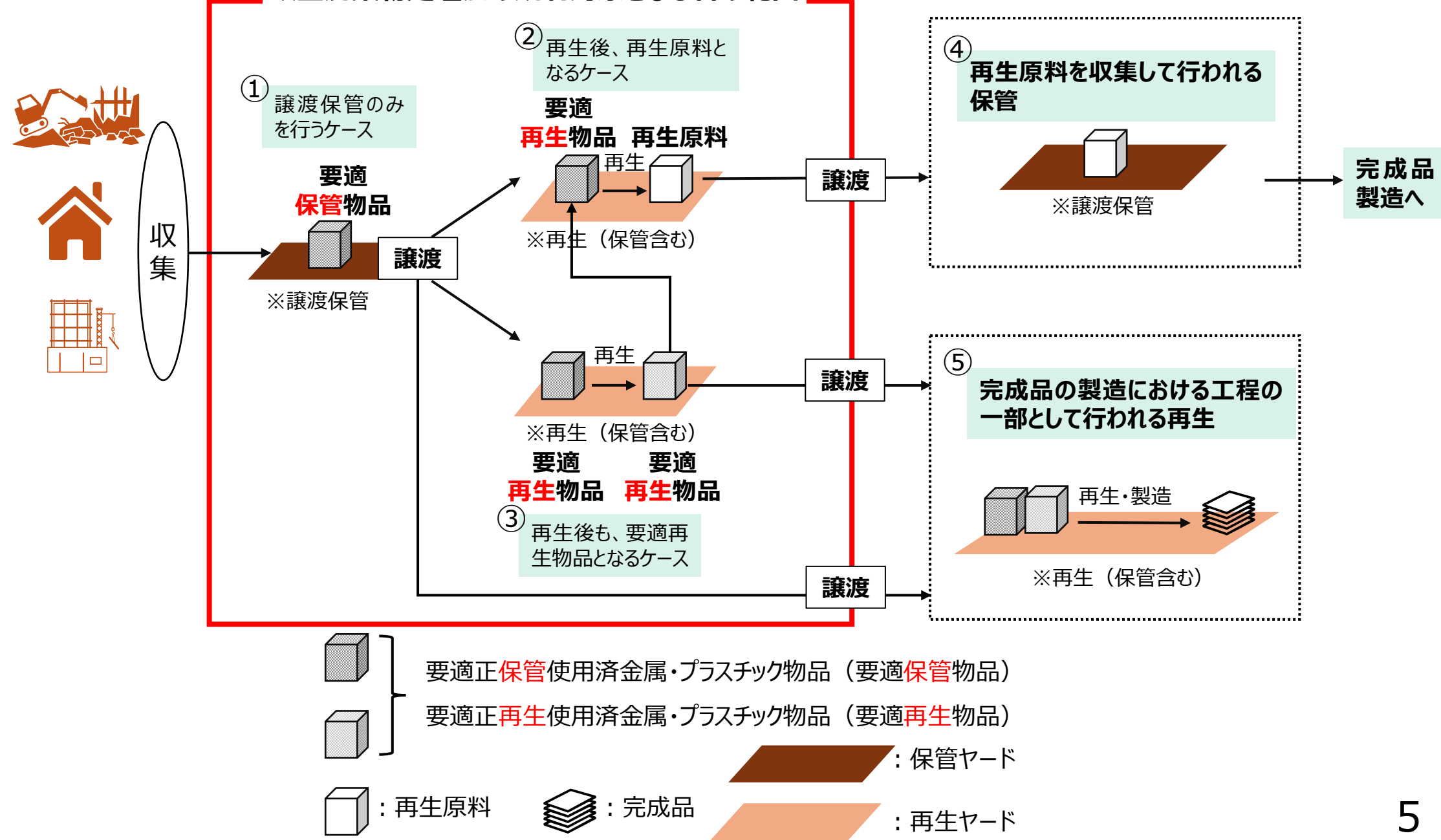
※ ただし、「完成品」の製造までの間に、その原材料は必ず「再生原料」の状態を経るとは限らない。



再生原料

スクラップヤードにおける保管業又は再生業の範囲（イメージ）

改正廃棄物処理法の規制対象となる者の範囲



参考：関係条例の考え方

茨城県条例の規制対象に関する整理（金属・プラスチック）

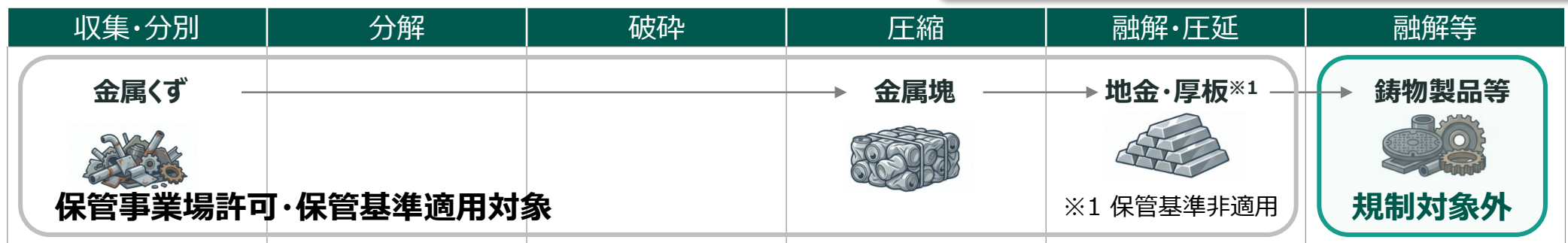
原材料を購入し、完成品である鋳物製品やプラスチック製品等を生産する場合は許可不要。

金属 地金や厚板を製造する場合は**要許可**、製造物は保管基準**非適用**としている。

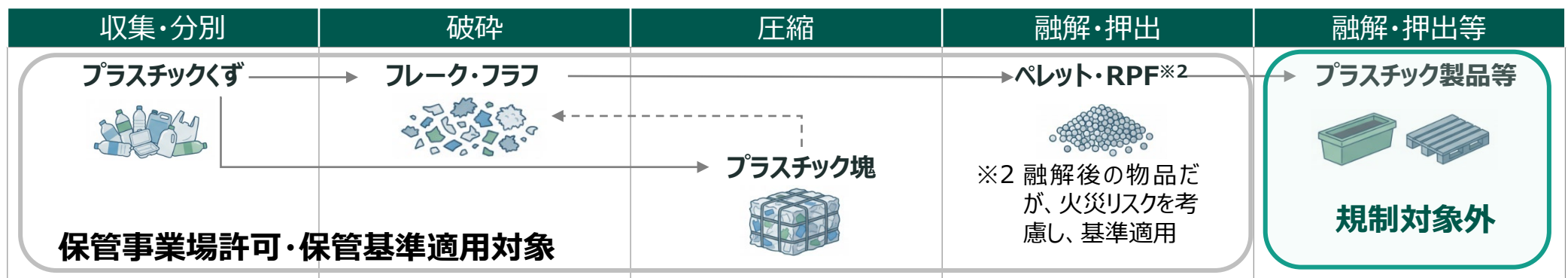
プラ ペレットやRPFを製造する場合は**要許可**、製造物も保管基準**適用**としている。

両者は同じ融解工程を経ているが、ペレット等のプラ由来物品は保管による**火災の危険が高い**ため保管基準を適用

金属の場合



プラスチックの場合



補足

- ✓ 茨城県条例の規制対象は、業として再生資源物の取引を行う屋外事業場に限られる。
また、原材料を購入し、最終製品を生産する場合は該当しない（鉄スクラップを購入し、鋳物製品を製造する場合等）。
- ✓ 埼玉県条例では、特定再生資源を溶融し、ペレット、インゴットを製造する場合、許可不要としている。

茨城県スクラップヤード条例の補足（1/2）



茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（抜粋）

条項	条文内容
第2条	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 再生資源物 使用を終了し、収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器若しくはプラスチックを原材料とするもの（分解、破碎、圧縮等の処理がされたものを含む。）又はこれらの混合物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第121条の規定により廃棄物とみなすものを含む。）及び法第17条の2第1項に規定する有害使用済機器に該当するものを除く。）をいう。 (2) 屋外保管業として再生資源物の取引を行うため屋外において再生資源物を保管することをいう。 (3) 屋外保管事業場 屋外保管の用に供する事業場をいう。 (4) 屋外保管事業場設置者 屋外保管事業場を設置した者をいう。

茨城県 事業者説明会資料（抜粋）

質問	回答
Q1：業として再生資源物の取引を行うものとは？	A1：○ 継続反復して、再生資源物を収集し、その再生資源物若しくはその再生資源物を処理（分解、破碎、圧縮等）したものを販売する者のこと。 例：①金属スクラップを収集し、選別・圧縮して転売する。②電気製品や電線を破碎し、プラスチックと金属に分別し販売する。 ○ 原材料を購入し、最終製品を生産する場合は該当しない。 例：鉄スクラップを購入し鋳物製品を生産する。
Q2：金属スクラップを溶かして地金をつくる場合は、条例の対象となるか？	A2：○ 溶かす前の金属スクラップの屋外保管は条例の規制対象となる。ただし、溶かした地金は条例の保管基準の対象外となる。

茨城県スクラップヤード条例の補足 (2/2)



茨城県 事業者説明会資料 (抜粋)

再生資源物の原材料	屋外保管事業場で行う処理	処理された再生資源物			保管事業場許可①	処理後物の保管基準適用②	処理後物を許可敷地外に保管する場合の許可
			最終製品①	融解等②			
金属	無し・分別	金属くず	×	×	要	適用	要
	分解	金属くず	×	×	要	適用	要
	破碎	金属くず	×	×	要	適用	要
	圧縮	金属塊	×	×	要	適用	要
	融解・圧延	地金・厚板	×	○	要②	非適用②	不要②
	融解等	鋳物製品等	○	○	不要①	—	—
プラスチック	無し・分別	プラスチックくず	×	×	要	適用	要
	破碎	フレーク	×	×	要	適用	要
	圧縮	プラスチック塊	×	×	要	適用	要
	融解・押出	ペレット、RPF	×	○	要②	適用③	適用③
	融解・押出等	プラスチック製品	○	○	不要①	—	—

①

最終製品（それ以上処理を加えずに使用することができる製品。ただし、資材や燃料として使用されるものを除く。）を製造するための原料としての再生資源物の保管は、業として再生資源物の取引を行うための再生資源物の保管に該当しないため、条例は適用されない。

②

融解等の処理を行った再生資源物については保管基準は適用しない。したがって、処理を行った再生資源物のみを場外に保管する場合、その保管場について条例は適用しない。

③

②に該当するもののうち、プラスチックのペレットや、ゴムを処理した物については、保管による火災の危険が高いため、保管基準を適用する。

埼玉県 スクラップヤード条例の補足（1/2）



埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（抜粋）

条項	条文内容
第2条	この条例において「特定再生資源」とは、次の各号に掲げる物品（これらが破砕され、切断され、圧縮され、又は解体されたものを含む。）をいう。ただし、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいい、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二百一十一条の規定により廃棄物とみなされるものを含む。）、有害使用済機器（法第十七条の二第一項に規定する有害使用済機器をいう。）並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。 一 使用を終了し、収集された製品（金属又はプラスチック（次号において「金属等」という。）が使用されているものに限る。） 二 収集された金属等（製品の製造、加工、修理又は販売、土木建築に関する工事その他の人の活動に伴い副次的に得られたものに限る。） 2 この条例において「特定再生資源屋外保管業」とは、屋外（屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物の外をいう。以下同じ。）において、特定再生資源の保管をする事業（保管をし、破砕等（破砕、切断、圧縮、解体、洗浄その他の処理をいう。以下同じ。）をするものを含み、自ら原材料として使用するために保管をするものを除く。）をいう。 3 この条例において「特定再生資源屋外保管業者」とは、特定再生資源屋外保管業を行う者をいう。 4 この条例において「特定再生資源屋外保管許可業者」とは、第八条第一項の許可（同条第三項の更新の許可を含む。第二章（第七条及び第九条第二項を除く。）、第三章（第二十九条を除く。）及び第四章において同じ。）を受けて特定再生資源屋外保管業を行う者をいう。 5 この条例において「特定再生資源屋外保管事業場」とは、特定再生資源屋外保管業の用に供する事業場をいう。 6 この条例において「保管物」とは、特定再生資源屋外保管事業場において保管される特定再生資源（これ以外の物品と一体的に保管される場合にあっては、特定再生資源及び当該物品）をいう。

埼玉県 スクラップヤード条例の補足 (2/2)



埼玉県 特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例Q&A (抜粋)

No.	項目	質問	回答
1-6	定義 (2条)	製造業者が特定再生資源を製造原料として保管している場合は、この条例の対象となるか。	製造事業者が特定再生資源を製造原料として保管している場合は、条例第2条第2項の「 自ら原材料として使用するために保管をする 」場合に該当すれば、 特定再生資源屋外保管業には該当しないため、条例の対象外 となります。 条例第2条第2項に該当するか否かについては、No.1-8の回答を参照してください。
1-8	定義 (2条)	以下のような製造を行うため原材料を屋外保管している場合、許可は必要か。 ①特定再生資源を破碎し、フラフ、フレークを製造する ②特定再生資源を圧縮梱包する ③特定再生資源を溶融し、ペレット、インゴットを製造する ④ペレットを溶融し、ペレットを製造する(リペレット) ⑤銅を機械選別及び破碎し、ナゲット銅を製造する ⑥アルミを機械選別及び破碎し、精錬原料を製造する	条例第2条第2項により、「自ら原材料として使用するために保管をする」のであれば、条例の対象外です。 この「自ら原材料として使用する」とは、製品の製造に使用することを指しますが、条例第2条第1項により、 特定再生資源が破碎され、切断され、圧縮され、又は解体されたものは特定再生資源であり、製品には該当しません。 ①特定再生資源を破碎したものは特定再生資源であるため、許可が必要です。 ②特定再生資源を圧縮したものは特定再生資源であり、圧縮梱包も圧縮と同様と考えます。そのため、許可が必要です。 ③特定再生資源を溶融したものは製品であるため、許可は不要です。 ④ペレットは特定再生資源ではないため、許可は不要です。 ⑤ナゲット銅の製造は破碎だけでなく機械選別も主要な工程と考えられます。機械選別したものは製品であるため、許可は不要です。 ⑥⑤と同じく、許可は不要です。
1-9	定義 (2条)	特定再生資源を破碎後、一部は自社でペレット製造に使用し、残りは他社に売却している場合、許可は必要か。	自ら利用しているものは許可不要ですが、他社に売却するもの（自ら利用しないもの）については許可は必要 です。なお、両者を区別せずに保管している場合には、全体として許可が必要になります。